

特急料金制度の盲点を突く、東武伊勢崎線の特急「りょうもう号」に合法的に安く乗る方法

(午後割・夜割特急料金適用列車限定、2006年3月18日・訂補)

東武鉄道では特急列車の利用促進策の一環として、利用者が比較的少ない午後の下り列車(浅草駅を12~17時の間に発車する列車)と夜の上り列車(始発駅を17時以降に発車する列車)の特急料金を割り引く制度を、2003年3月19日から導入しています。

この「午後割・夜割料金」が適用される「りょうもう号」を以下の各駅相互間で利用する場合に限り、特急券を2区間に分けて購入すると、全区間1枚の特急券として購入するよりも安く利用することができます。

なお、通常料金が適用される時間帯の列車、および日光線系統列車では、この方法は成立しません。また、分割すると安くなるのは特急券だけです。乗車券は分割購入すると高くなってしまいますので、ご注意ください。

午後割・夜割料金が適用される「りょうもう号」(平日・土休日共通)

下り 17号(浅草発12:10)~29号(浅草発16:40)

上り 38号(浅草着19:25)~46号(浅草着21:55)

2006年3月18日のダイヤ改正で、新たに久喜に停車する「りょうもう号」(同上)

下り 23号(浅草発15:10)以降の全列車

上り 8号(伊勢崎発7:32 浅草着9:28)、10号(葛生発7:52 浅草着9:43)と
30号(浅草着17:15)以降の全列車

該当区間

全乗車区間の営業キロが61~80キロの間で、かつ40キロ以内ずつの2区間に分割できる途中停車駅が存在する場合にのみ、分割購入すると安く乗車することができます。

具体的には、以下の場合において、この方法が成立します。

浅草~羽生間、浅草・北千住~館林間

特急券を東武動物公園または久喜(一部の列車のみ停車)で分割購入すれば、

@300×2=600円

浅草・北千住~足利市間

久喜に停車する午後割・夜割対象列車を利用する場合に限り、特急券を久喜で分割購入すれば、@300×2=600円

東武動物公園~藪塚、新桐生または相老間

特急券を館林で分割購入すれば、@300×2=600円

久喜~新桐生、相老または赤城間

特急券を足利市で分割購入すれば、@300×2=600円

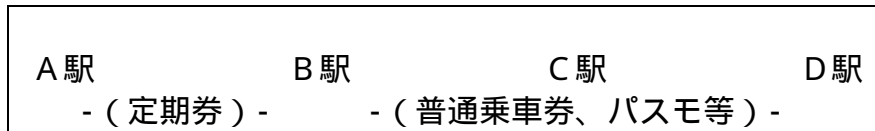
*いずれも、通しの特急料金800円-分割特急料金600円=200円安

予想される係員とのトラブル

この方法を実行しようとする、特急券発売窓口の係員が「(1個列車で連続して乗車する区間の特急券を2枚に)分割して発券することはできない」と言い張って譲らない事態が、当然に想定されます。しかし、そのような運送約款(旅客営業規則)上の根拠(条文)は存在しません。

係員によっては「そのような乗り方は不正乗車だ」と言うかもしれません。しかし、も

しこれが不正乗車であるとしたら、たとえば下図の例で、A 駅から B 駅までの定期券を持っていて D 駅から A 駅まで乗車する場合、D 駅から B 駅までの切符を買って定期券と併用して乗車するのも、不正乗車とされてしまう理屈です（D 駅から C 駅までの切符しか買わなければ当然不正乗車、俗に言う「キセル」となります）。



不正乗車の定義は、東武鉄道に限らず「区間の連続しない 2 枚以上の乗車券を使用して乗車したとき」とされています。したがって、2 枚の特急券の区間が連続しているこの方法においては、これを不正乗車と決めつけるのは不当です。

たしかに「1 個列車で連続して乗車する区間の特急券を、2 枚に分割して発券することができる」という定めはありませんが、しかし「分割発券することができない（してはならない）」とする定めもありません（少なくとも、東武鉄道株式会社鉄道事業本部営業部開発宣伝課・発行『2004 東武時刻表』その他の利用者向け営業案内においては、分割発券を認めない旨の周知は行われていません）。

このような、規則に定めがない場合もしくは規則の解釈について疑いが生じた場合には、利用者にとって有利となるように取り扱い、係員は当該事例を事後報告するものとする旨が、運送約款で定められています（例として、JR 各社の「旅客営業規則取扱基準規程」第 5 条。東武鉄道の約款は未確認ですが、このような場合の取り扱いが鉄道事業者によって大幅に異なることは、社会通念上考え難いと思われます）。

したがって、係員が、特急券を分割発券するよう請求した旅客に対して、満席でもないのに特急券の発券＝「りょうもう号」の利用を拒絶したとすれば、それは旅客営業規則違反だけでなく、鉄道営業法第 6 条（運送拒絶の禁止）違反行為となるはずで

この方法を実行する場合のご注意

時間に十分な余裕があるときに

このような特急券の購入方をする「りょうもう号」利用者はめったにいないと思われることから、係員さらには駅長などの責任者と「売れる」「売れない」でもめることになるのは必至です。当然そのような事態になるものと予想し、乗り遅れても（次の列車になっても）差し支えない場合にのみ実行することをお勧めします。予定があって乗り遅れると困るような場合には、残念ながらお勧めできません。

分割特急券は事前に窓口で用意を

片方の区間の特急券だけを持って車内で乗り越し精算をしようとする、車掌は全区間通しの特急料金との差額を請求すると考えられます。このとき分割区間の別途払いとするよう主張して車掌の差額請求に応じなければ、車掌が不正乗車と決めつけ、列車無線を通して警察の出動を手配する可能性も否定できません。それに対抗する覚悟と自信があれば話は別ですが、そうでなくても分割区間の前後で遠くの席への移動が発生したり、まれには満席で立たされることも考えられます。

このため、乗車前に分割区間両方の特急券を、「同一席番で」と指定して購入することをお勧めします。東武鉄道各駅および東武トラベル各支店に配備されている特急券発売端末には、号車だけでなく席番も指定して発券できる機能が付いているため、途中で席を代わることになる場合でも、移動を最小限とすることができます。ただし「りょうもう号」主要停車駅にある特急券自動発売機には、他駅発となる特急券および号車・席番を指定して

発券する機能がありません。

(参考)

「りょうもう号」特急料金表

(出典『2004東武時刻表』東武鉄道株式会社鉄道事業本部営業部開発宣伝課・発行)

* 伊勢崎線伊勢崎および佐野線葛生発着列車には、午後割・夜割料金の対象となる列車の設定がないため、本表への掲載を省略しました。

上段：通常特急料金

下段：午後割・夜割特急料金

太枠で示した区間が、分割購入すると午後割・夜割特急料金が安くなる区間です。

(こども半額、営業キ口は浅草起点)

営業キ口	駅名	浅草		東武動物公園		久喜		加須		羽生		館林		足利市		太田		藪塚		新桐生		相老		赤城		
7.1	北千住	500 300																								
41.0	東武動物公園	500 300	500 300																							
47.7	久喜	500 300	500 300	500 300																						
58.5	加須	750 500	750 500	500 300	500 300																					
66.2	羽生	1000 800	750 500	500 300	500 300	500 300																				
74.6	館林	1000 800	1000 800	500 300	500 300	500 300	500 300																			
86.8	足利市	1000 800	1000 800	750 500	500 300	500 300	500 300	500 300																		
94.7	太田	1000 800	1000 800	750 500	750 500	500 300	500 300	500 300	500 300																	
104.4	藪塚	1000 800	1000 800	1000 800	750 500	750 500	500 300	500 300	500 300	500 300																
109.3	新桐生	1000 800	1000 800	1000 800	1000 800	750 500	750 500	500 300	500 300	500 300	500 300															
111.6	相老	1000 800	1000 800	1000 800	1000 800	750 500	750 500	500 300	500 300	500 300	500 300	500 300														
115.0	赤城	1000 800	1000 800	1000 800	1000 800	750 500	750 500	750 500	500 300	500 300	500 300	500 300	500 300	500 300	500 300	500 300	500 300									

距離\種別	通常料金	午後割・夜割料金
～ 40キ口	500	300
41～ 60キ口	750	500
61～ 120キ口	1000	800

ただし、浅草～久喜間は、40キ口までの料金に特定。

鉄道営業法(抄) 出典『注解鉄道六法 平成16年版』第一法規出版(原文は縦書き)
〔運送拒絶の禁止〕

第6条 鉄道ハ左ノ事項ノ具備シタル場合ニ於テハ貨物ノ運送ヲ拒絶スルコトヲ得ス

- 一 荷送人力法令其ノ他鉄道運送ニ関スル規程ヲ遵守スルトキ
- 二 貨物ノ運送ニ付特別ナル責務ノ条件ヲ荷送人ヨリ求メザルトキ
- 三 運送力法令ノ規程又ハ公ノ秩序若ハ善良ノ風俗ニ反セザルトキ
- 四 貨物力成規ニ依リ其ノ線路ニ於ケル運送ニ適スルトキ
- 五 天災事変其ノ他已ムヲ得サル事由ニ基因シタル運送上ノ支障ナキトキ

前項ノ規定ハ旅客運送ニ之ヲ準用ス

以上